

介護保険制度

障害者サービス

財 源	市町村負担 25%、国庫負担 50%、都道府県負担 25% 「税金」	保険者は全国の市町村、地域に住んでいる被保険者の介護 「保険料と税金」
対 象	身体障害・知的障害のある方 児童・精神障害(発達障害を含む) 難病患者等で一定障害のある人が対象	65歳以上の一号被保険者 40歳から 64歳までの二号被保険者
区 分	障害程度区分が 1～6まで設定	市町村審査会が認定 要介護区分として要支援 1・2、要介護 1～5 が設定 介護認定審査会が認定
支給限度	意向を踏まえ支給決定に基づいて市がサービスの種類・支給量を決定	要介護区分別に支給限度額が設定
計画の作成者	特定相談支援事業所の相談支援専門員が作成	地域包括支援センター・居宅介護支援事業所の介護支援専門員
自己負担	原則 1割負担 世帯の課税状況に基づき事前に負担上限月額を決定 応能負担	原則 1割負担だが一定以上所得者は2～3割 負担が高額になつた場合、世帯の課税状況に基づいた上限額を超えた分について高額介護サービス費として支給 応益負担
種 別	「自立支援給付」 介護給付／訓練等給付 計画相談支援(サービス利用支援／継続サービス利用支援) 地域相談支援(地域移行支援／地域密着支援) 自立支援医療／補装具 「地域生活支援事業」	市町村独自サービス／介護予防事業⇒「地域支援事業」 介護予防サービス／地域密着型介護予防サービス⇒「予防給付」 施設サービス／居宅サービス／地域密着型サービス⇒「介護給付」
備 考	障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には 介護保険サービス優先的 当てはまるサービスがない場合は障害福祉サービス 「同行援護」「行動援助護養」「自立訓練」「就労移行支援」「就労継続支援」など	